

フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定にかかる誓約書

年 月 日

甲賀市長 あて

住 所
名 前

私は、甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により申請を行うに当たり、要綱第3条に掲げる基準を満たしていることについて誓約いたします。

甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童生徒の保護者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の認定申請の前日1年の期間内に概ね30日以上、在籍する学校（以下「在籍学校」という。）に登校していない児童生徒の保護者等であること。
- (2) フリースクールに、原則週1回以上通所する児童生徒の保護者等であること。ただし、体調不良、忌引その他教育長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (3) フリースクールの利用について、在籍学校の学校長の確認があること。
- (4) フリースクールでの児童生徒の様子等について、フリースクールが在籍学校に情報提供することを承諾すること。
- (5) 次条に規定する補助対象経費について本市以外の者から補助を受けていないこと。
- (6) 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員でないこと。